

一般社団法人日本外科学会 定款施行細則案のポイント

※原則として、平成 23 年度通常総会（平成 23 年 5 月 25 日開催）で議決済みの一般社団法人の定款に合わせて文言を修正したり、条数を変更したりするにとどめ、従来の事業内容は変えないものとした（ただし、役員・代議員等選任規則と外科専門医制度規則は内容も含めて大幅に変更）。

◎入会規則案（定款施行細則第 1 号）

○第 8 条：

インターネットシステムを利用して、入会手続きを行っている現状に対応する。

◎会費規則案（定款施行細則第 2 号）

○第 2 条第 1 項ただし書：

事業年度の変更（定款第 33 条）に伴い、当該年度以降の会費免除の対象期日を変更する。

○第 3 条第 4 項：

会費の納入を 3 年分滞ると会員資格を喪失するという（定款第 10 条第 1 項）は、即ち当該会計年度を含めて 3 年以内に会費を納入すればよいということである。

○第 5 条：

休会制度の新設（定款第 11 条）に伴い、休会の期間は会費の納入を免除する。

◎役員・代議員等選任規則案（定款施行細則第 3 号）

○第 2 条（選任の方法）：

社員総会の委任状出席は認めないので、当然ながら、委任状投票も認められない。

○第 7 条（理事の選任）：

定年制（66 歳未満）を継承する。また、理事の定数は 16 名以上 20 名以内に増員する（定款第 12 条第 1 項）。

○第 8 条（監事の選任）：

定年制（66 歳未満）を継承する。また、監事も従来の届出制（代議員全員を候補者とする）ではなく、立候補制により選挙を行い選任する。

○第 9 条（役員の任期）／第 11 条（補欠役員の任期）第 1 項ただし書：

役員の任期に関する規定は、定款上から定款施行細則上に移動する。なお、理事の任期は従来どおりで変更ないが、監事の任期は 1 期 4 年に増えたこと（定款第 16 条第 2 項）を鑑み、再任を認めない。

○第 12 条（理事長及び副理事長の選任）／第 13 条（理事長及び副理事長の任期）：

副理事長の選任方法と任期は、理事長と同じとする。

○第 18 条（有権者）／第 20 条（有権者名簿）：

有権者には選挙権と被選挙権が一体で与えられなければならないので、被選挙権がなかった特別会員、名誉会員及び会費の納入を免除された正会員には選挙権も与えられない。

- 第 24 条（候補者）第 2 項：
会費の納入を免除された正会員（＝満 80 歳以上）に選挙権を与えなくなったことに
伴い、代議員の定年制（年齢制限）は撤廃する。
- 第 3 節（非選挙代議員の選任）の削除：
非選挙代議員制度を撤廃し、代議員全員を選挙により選任する。なお、代議員の定数
は 300 名以上 350 名以内に増員する（定款第 5 条第 2 項）。
- 第 3 章（会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の選任）：
次々期定期学術集会を主宰する次々期会頭まで選任できることとするが、役員が次々
期会頭に選任された場合でも、役員を辞任する必要はない。したがって、平成 24 年
度定時社員総会では次期会頭（平成 26 年度開催）と次々期会頭（平成 27 年度開催）
を同時に選任することになる。
- 附則 2：
一般社団法人の設立登記時の役員は、現在の役員とし、任期も継承する。
- 附則 3：
内閣府の公益認定等委員会の指導により、一般社団法人の認可申請にあたっては、あ
らかじめ新しい規則に従って代議員を選任しておかなくてはならないため、平成 23
年度中に以下のスケジュールにより代議員選挙を実施する。
 - 1) 平成 23 年 9 月 30 日（金）；第 1 次有権者及び選挙区の決定
 - 2) 平成 23 年 10 月 31 日（月）まで；第 1 次有権者名簿の配布
 - 3) 平成 23 年 11 月 15 日（火）17 時；有権者となるための会費納入期限／第 1 次
有権者名簿に対する異議申立て締切
 - 4) 平成 23 年 12 月 15 日（木）まで；各選挙区の定数の決定／立候補の公示／第 2
次有権者名簿の配布
 - 5) 平成 23 年 12 月 27 日（火）17 時；立候補締切／第 2 次有権者名簿に対する異
議申立て締切
 - 6) 平成 24 年 1 月 31 日（火）まで；選挙広報及び投票用紙の配布
 - 7) 平成 24 年 2 月 1 日（水）～15 日（水）17 時；投票期間
 - 8) 平成 24 年 2 月 16 日（木）；開票／当選者決定

◎委員会規則案（定款施行細則第 4 号）

※内容に変更なし

◎代議員規則案（定款施行細則第 5 号）

- 第 2 条：
社員総会の委任状出席は認められない。

◎社員総会規則案（定款施行細則第 6 号）

※従来の総会規則を、社員総会規則に名称変更する。

- 第 2 条：
非選挙代議員制度の撤廃に対応する。
- 第 3 条：

次々期会頭の選任に対応する。また、従来の通常総会は「定時社員総会」の呼称となる。

◎定期学術集会規則案（定款施行細則第7号）

○第4条第2項：

次々期会頭の選任に対応する。

◎外科専門医制度規則案（定款施行細則第8号）及び施行規定案

※従来の規則は「外科専門医」「指導医」「修練施設」の規定が混在し、解り難いので、規則上になくとも差し支えない条文をすべて施行規定に移管した上で、その施行規定を「外科専門医」「指導医」「修練施設」の3種に分割し直した。

※従来の規則及び施行規定は、“○年後に読み替える”という経過措置が最後にまとめて挙げられており、複雑化しているので、各経過措置を本来読み替えるべき箇所に戻した上で、適用年次別にも区分し、併記した。

※別添の「外科関連専門医制度委員会 合意事項」を条文化して取り込んだ。

○規則第10条（更新認定申請者）：

平成24年度から、外科専門医の更新には診療経験が必要となる。ただし、同じ年に関連外科専門医（サブスペシャリティ専門医）を更新するのであれば、外科専門医は自動更新となる（⇒「外科関連専門医制度委員会 合意事項」の1を参照）。

○規則第11条（特例更新認定申請者）：

外科専門医の再取得規定を新設する（⇒「外科関連専門医制度委員会 合意事項」の4を参照）。

○規則第12条（移行認定申請者）：

平成24年度から、認定登録医が診療実績を充足すれば、外科専門医を取得できる。

○規則第14条（認定証）第3項：

サブスペシャリティ専門医を取得済みであれば、サブスペシャリティ専門医を更新するまで外科専門医の更新を延長する（⇒「外科関連専門医制度委員会 合意事項」の2を参照）。

○規則第14条（認定証）第4～5項：

外科専門医の更新猶予規定を新設する（⇒「外科関連専門医制度委員会 合意事項」の3を参照）。

○規則第17条（認定登録医の登録）：

平成24年度から、診療経験を充たせないが、研修実績は充たしている外科専門医は認定登録医となる。

○規則第23条（暫定登録措置）：

従前の本会認定医から認定登録医への暫定的な移行措置は、平成24年度で終了する。

○規則第24条（平成25年度からは第23条；初回選定申請者）：

平成25年度から、指導医であるためには、外科専門医又は認定登録医でなければならない。

○外科専門医施行規定第12条／第15条第2項：

平成 24 年 1 月 1 日付の手術症例から、一般社団法人 National Clinical Database (NCD) のデータベースを活用する。

- 外科専門医施行規定第 14 条／第 21 条：
外科専門医の更新申請締切日は毎年 8 月 31 日とする (⇒「外科関連専門医制度委員会 合意事項」の 2 を参照)。
- 外科専門医施行規定第 15 条：
平成 24 年度から、外科専門医の更新には診療経験が必要となる。また、研修実績として本会の「臨床研究セミナー」と「定期学術集会以指定する特別企画」を追加する。
- 外科専門医施行規定第 16 条：
外科専門医の更新と同じ年に、サブスペシャリティ専門医を更新するのであれば、外科専門医は自動更新となる。また、サブスペシャリティ専門医を更新するまで外科専門医の更新を延長する (⇒「外科関連専門医制度委員会 合意事項」の 1 と 2 を参照)。
- 外科専門医施行規定第 17 条：
外科専門医の更新猶予規定を新設する (⇒「外科関連専門医制度委員会 合意事項」の 3 を参照)。
- 外科専門医施行規定第 18～19 条：
外科専門医の再取得規定を新設する (⇒「外科関連専門医制度委員会 合意事項」の 4 を参照)。
- 外科専門医施行規定第 20 条：
平成 24 年度から、認定登録医が診療実績を充足すれば、外科専門医を取得できる。
- 外科専門医施行規定第 22～23 条：
従前の本会認定医から認定登録医への暫定的な移行措置は、平成 24 年度で終了する。
- 外科専門医施行規定第 25 条第 1 項：
他の委員同様に、認定委員の任期も原則 2 年とする。
- 外科専門医施行規定第 31 条第 4～5 項：
NCD のデータベースの活用に伴い、現地調査は必要と認めたと時のみの実施とする。

◎会員懲戒規則案 (定款施行細則第 9 号)

- ※従来の会員の懲戒に関する規則を、会員懲戒規則に名称変更する。
- ※除名は懲戒処分の一つではなく、別扱いとなったこと (定款第 9 条) に伴い、表記を統一した。内容に変更はない。

【参考資料】
外科関連専門医制度委員会 合意事項

※各専門医の更新制度について

1. サブスペシャルティ専門医の更新条件が、外科専門医の更新条件^{注1}をすべて包含しているのであれば、サブスペシャルティ専門医の更新と連携して、基盤の外科専門医の更新も認める。したがって、サブスペシャルティ専門医は、日本外科学会の会員かつ外科専門医（または認定医）とする^{注2}。

注1) ①研修実績として、過去5年の間に規定の学術集会に出席し、合計して30単位以上を有していること。ただし、日本外科学会定期学術集会には1回（10単位）以上出席していること。

②診療経験として、過去5年の間に100例以上の手術に従事していること。従事の定義は「術者、あるいは助手として手術を行うこと」とする（この定義より厳しければ可）。

⇒診療経験を申告する項目は「施設名」「病名」「術式名」「実施年月日」「病院長または指導責任者氏名」を最低限必要（共通）とし、申請フォーマットや、病院長または指導責任者の確認印の有無などは、各学会・団体に任せる。

内容の担保のとり方（真偽の確認）も各学会・団体に任せる。

③年齢による終身有効制は設けないこと。

注2) サブスペシャルティ専門医の受験資格、および更新条件に「外科専門医または日本外科学会認定医」を必須とする（＝日本外科学会会員である）。

○平成23年度までに整備・周知し（規則の変更など）、平成24年度から適用する。

2. 外科専門医の更新時に、サブスペシャルティ専門医を取得済みであれば、サブスペシャルティ専門医を更新するまで外科専門医の更新を延長する^{注1}。サブスペシャルティ専門医を更新後、一定期間以内に外科専門医の更新を申請した場合、これを正式に認定する^{注2-4}。これにより、次回からは外科専門医とサブスペシャルティ専門医の更新時期が一致する。

注1) 外科専門医とサブスペシャルティ専門医の取得年のギャップが最長となった場合を考慮して、この場合の外科専門医の延長期間は最大5年までとする。ただし、サブスペシャルティ専門医の更新時にも猶予が認められた場合は、外科専門医の更新もさらに同じ期間だけ猶予される。

注2) 毎年、各学会・団体はサブスペシャルティ専門医の更新結果を日本外科学会に報告する（必要に応じて、それぞれの個人情報取扱規約などに抵触しないように文書を取り交わしておく）。それを受けて、日本外科学会は該当者に外科専門医の申請書を送付し、この申請でもって外科専門医の更新を正式に認定する。

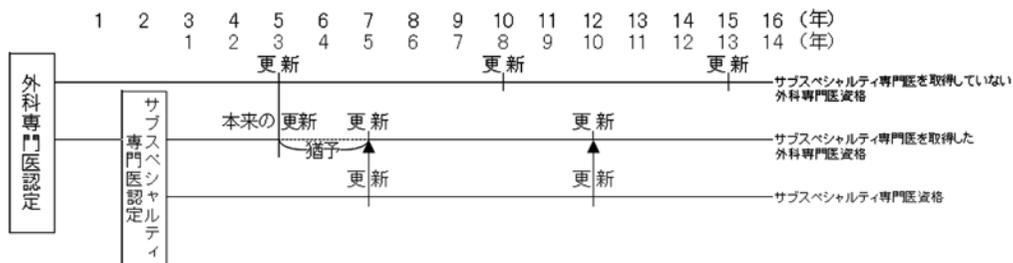
注3) サブスペシャルティ専門医は毎年8月末日で更新の申請を締め切り、翌年1月1日付で更新を認めるというスケジュールで足並みを揃えることが望ましい。外科専門医の更新スケジュールは、サブスペシャルティ専門医の更新結果を受けて対応できるようにする。

注 4) 外科専門医の更新が延長されたにもかかわらず、サブスペシャリティ専門医の更新が行えなかった場合は、外科専門医の延長期間満了までに所定の更新手続きを行わなければ、外科専門医も失効する。

○この場合の外科専門医の更新認定料は¥10,000 とし、申請手数料は不要とする。

サブスペシャリティ専門医は、当該年に通常の外科専門医の更新手続きをとることができる。

例：外科専門医取得から2年後にサブスペシャリティ専門医を取得した場合



3. 正当な理由^{注1}によって更新が行えない場合は、原則 2 年までの猶予を認め^{注2}、猶予期間中も専門医資格を維持できることとする^{注3~4}。

注 1) 正当な理由とは、原則として次のとおりとする。

- ①管理職などの職務
- ②留学や大学院などにおける研究活動
- ③義務的な職務（主に産業医科大学、自治医科大学、防衛医科大学校の関係者）
- ④出産および育児
- ⑤罹災

注 2) 更新時に猶予を必要とする期間を明示した理由書を提出し、各学会が可否を決定する。

注 3) 猶予期間終了後に更新する場合、更新の諸条件の対象期間は猶予の理由となった期間を除いた通算 5 年とする。認定期間は猶予期間終了から 5 年とする（猶予期間を差し引かない）。

注 4) 更新猶予期間中は猶予証明書を発行する（サブスペシャリティ専門医を更新するまで外科専門医の更新が延長された場合も同じ）。どのような形態とするか（証書かシールか）や、有料か無料かということは継続審議。

4. 正当な理由がなく更新を行わず、失効した場合の救済措置として、「失効後 1 年以内であれば、更新と同条件を直近 5 年で揃えれば専門医を再取得できる。失効期間は専門医として認めない」という再取得規定を設ける。

5. 専門医を一定回数以上更新し、一定件数以上の手術経験を有していれば、「名誉専門医」の称号を付与する。詳細は各学会・団体の裁量に委ねる。

（平成 21 年 1 月 22 日追加）

